

技能・業務系職員に係る人事・給与制度の見直しについて(案)

第1 趣旨

安定的な人材確保及び更なる人材活用の推進を図るため、技能・業務系職員に係る人事・給与制度の見直しを行う。

第2 改正内容

I 任用制度

1 職種・職務名

技能系職種について、下表のとおりとする。

区分	職種	職務名	主な職務内容の表示
技能系	清掃	清掃車運転	清掃事務所等における庁用車の運転等の職務
		清掃車整備	清掃事務所等における庁用車の整備等の職務
		清掃作業	清掃作業等の職務
		設備管理	清掃工場等における諸設備の保守管理等の職務

2 採用制度

受験資格における年齢要件について、現行の35歳未満を45歳未満に改正する。

3 昇任制度

(1) 技能主任職

任用資格における1級職在職年数について、現行の12年(前歴通算上限:6年)を9年(前歴通算上限:4年)に改正する。

なお、制度の円滑な移行を図るため、下表のとおり経過措置を設ける。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1級職在職年数	11年	10年	9年
前歴通算上限	5年	5年	4年

(2) 技能長職

昇任選考について、下表のとおり選考種別を設ける。

選考種別	種別A	種別B
合格後の取扱い	原則として、合格の翌年度当初から各区が定める期間、技能長に任用する	原則として、合格の翌年度当初から各区が定める期間、担当技能長に任用する

(3) 統括技能長職

受験資格における年齢要件の下限（42歳）について、廃止する。

4 実施時期

令和8年度からとする。

II 給与制度

職務給原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視したメリハリある給与制度を実現するため、見直しを行う。

1 差額支給の取扱い

平成30年技能・業務系人事制度改革に係る給料表の切替えに伴う差額支給について、令和8年3月31日をもって終了する。

2 再昇格時の号給決定の特例

(1) 内容

昇格時対応号給表による再昇格時の級号給が降格日の前日の級号給を下回る場合、降格日の前日の級号給に決定できることとする特例を設ける。

(2) 実施時期

令和8年4月1日

(3) 所要の調整

本改正に伴い、職員間の均衡を図るため、一定の調整を行う。

3 欠勤等に係る取扱い

(1) 内容

ア 期末手当及び勤勉手当に係る欠勤等日数の算定

下表のとおり改正する。

		現行	改正後
期末手当	育児部分休業	<u>7時間45分をもって</u> <u>1/3日に換算して算定</u>	<u>算定しない</u>
	子育て部分休暇		
勤勉手当	病気休暇	7時間45分をもって 1日に換算して算定	<u>30日を超える場合は、</u> <u>7時間45分をもって</u> <u>1日に換算して算定</u>

イ 勤勉手当に係る減額率

下表のとおり改正する。

	現行		改正後	
	減額事由	減額率	減額事由	減額率
私事欠勤等	<u>9日以上</u>	<u>100/100</u>	<u>8日以上</u>	<u>100/100</u>
	<u>7・8日</u>	<u>70/100</u>	<u>7日</u>	<u>80/100</u>
	<u>5・6日</u>	<u>50/100</u>	<u>5・6日</u>	<u>60/100</u>
	4日	<u>30/100</u>	4日	<u>40/100</u>
	3日	<u>10/100</u>	3日	<u>20/100</u>
	2日	<u>5/100</u>	2日	<u>10/100</u>
懲戒処分	停職	1回につき <u>20/100</u>	停職	1回につき <u>50/100</u>
	減給	1回につき <u>15/100</u>	減給	1回につき <u>35/100</u>
	戒告	1回につき <u>10/100</u>	戒告	1回につき <u>20/100</u>

(2) 実施時期

令和8年6月支給分の期末手当及び勤勉手当から適用する。

4 初任給に係る取扱い

(1) 決定方式

「経験給」又は「年齢給」のいずれか有利な号給に決定する。

(2) 年齢別加算表

下表のとおり改正する。

職種 採用時 満年齢	清掃
15 歳	1 - 8
16 歳	1 - 12
17 歳	1 - 16
18 歳	1 - 20
19 歳	1 - 22
20 歳	1 - 24
21 歳	1 - 26
22 歳	1 - 28
23 歳	1 - 30
24 歳	1 - 32
25 歳	1 - 34
26 歳	1 - 36
27 歳	1 - 38
28 歳	1 - 40
29 歳	1 - 42

職種 採用時 満年齢	清掃
30 歳	1 - 44
31 歳	1 - 46
32 歳	1 - 48
33 歳	1 - 50
34 歳	1 - 52
35 歳	1 - 54
36 歳	1 - 56
37 歳	1 - 58
38 歳	1 - 60
39 歳	1 - 62
40 歳	1 - 64
41 歳	1 - 66
42 歳	1 - 68
43 歳	1 - 70
44 歳以上	1 - 72

(3) 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日

(4) 所要の調整

本改正に伴い、職員間の均衡を図るため、一定の調整を行う。

第 3 その他

関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。